

第 6 回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和元年9月6日(金)午後3時00分			
開催場所	湯梨浜町役場 第3会議室			
出席委員(10名)	1番 中村 博 委員	2番 清水 武敏 委員	3番 長谷川誠一 委員	4番 土井 繁美 委員
	5番 横川 力 委員	6番 蔵本 孝広 委員	7番 山下 昇 委員	8番 山上 真治 委員
	10番 土海 政信 委員	11番 山下 和子 委員		
欠席委員(1名)	12番 谷岡 貞幸 委員			
推進委員(7名)		14番 河井 勝重 推進委員	15番 尾川 寛信 推進委員	16番 山田 隆雄 推進委員
	17番 山本 正義 推進委員	18番 北野 文夫 推進委員	19番 山本美代子 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(1名)	13番 徳岡 正裕 推進委員			
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 谷岡 弘栄			
提案議案	第22号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第23号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 第24号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第25号議案 非農地の現況証明について 第26号議案 農用地利用集積計画の決定について			
報告事項	第1号 賃貸借の解約等の通知について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会</p> <p>2 議事録署名委員の指名</p> <p>3 報告事項 報告事項 第1号 賃貸借の解約等の通知につい</p>	<p>事務局</p> <p>会長 議長</p> <p>(議長)</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>ただ今から、令和元年度 第 6 回農業委員会の定例総会を開催致します。農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆さんご起立をお願い致します。本日の先導役は、14 番河井推進委員でございます。よろしくお願いを致します。</p> <p>(出席者全委員で農業委員会憲章の唱和)</p> <p>ありがとうございます。それではご着席ください。</p> <p>本日の出席者報告を致します。農業委員の現員数 11 名に対して、ただ今の出席委員は、10 名であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告致します。では、開催にあたりまして長谷川会長からごあいさつをお願い致します。</p> <p>長谷川会長あいさつ (中略)</p> <p>それでは会を進めます。湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条の規定によりまして、会長が議長を務めさせていただきます。本日の議事の日程は、皆さんのお手元に配布のとおりでございます。</p> <p>次に「議事録署名委員及び書記の指名及び書記の指名について」を議題と致します。お諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定によりまして、議長において指名をすることにご異議はございませんか。</p> <p>《はい。の声》</p> <p>はい。ご異議なしと認めます。それでは議事録署名委員には 10 番の土海政信委員、11 番の山下和子委員、両名をお願いを致します。尚、会議書記にあたりましては藤井事務局長及び谷岡副主幹の方へお願いを致します。</p> <p>次に「会期の決定」を議題と致します。お諮りを致します。この総会の会期は、令和元年 9 月 6 日本日 1 日限りと致します。これにご異議ございませんか。</p> <p>《はい。の声》</p> <p>なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日 1 日限りと致します。</p> <p>次に日程 3 番、報告事項に入ります。第 1 号「賃貸借の解約等の通知」について、事務局より報告を求めます。</p> <p>はい。では、議案書 2 頁をお願い致します。報告事項第 1 号「賃貸借の解約等の通知」につい</p>

<p>て</p> <p>4 議事 議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p>	<p>議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>て説明します。次のとおり、農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 14 条の 3 の規定により賃貸借の解約等の通知があったので、報告するものです。</p> <p>番号 1 権限の種類 農地法。通知者 貸人 漆原●●。借人 漆原●●。土地の表示 大字 漆原——、地目 田、面積 1,022 m²。同じく大字 漆原——、地目 畑、面積 70 m²。</p> <p>合意の成立日は令和元年 8 月 16 日でございます、土地の引き渡し日は同日であります。以上でございます。</p> <p>はい。内容につきましては記載のとおりでございます。記載内容等完備しておりますので、事務局長の専決により受理しております。なお、お尋ねがございましたら、挙手の上発言をして頂きたいと云う風に思います。どうぞ。ございませんか。</p> <p>ご意見、そして質問等、無い様でございます。尚これは報告事項でございますので、ご承認を頂きます。</p> <p>次に日程 4 番、議事に入ります。議案第 22 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは、事務局より説明をしてください。</p> <p>議案書 3 頁でございます。議案第 22 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>番号 1 譲受人は方地●●、譲渡人は方地●●。土地の所在 大字 方地——、地目は台帳 田 現況 畑、利用状況 畑、面積が 610 m²。売買による所有権移転で、権利取得後の経営面積は 45 アールであります。</p> <p>続いて番号 2 譲受人は はわい長瀬●●、譲渡人は はわい長瀬●●。土地の所在がはわい長瀬——、地目は台帳・現況とも田、利用状況 田、面積が 1,193 m²。売買による所有権移転で、権利取得後の経営面積は 54 アールであります。</p> <p>以上、2 件の申請につきましては農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。以上であります。</p> <p>はい。以上で議案第 22 号の事務局よりの説明を終わります。それでは、ただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。質疑はございませんか。それでは質疑なしと認め、</p>
--	--	--

<p>議案第 23 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>質疑を終結し採決を行います。議案第 22 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に対する可否決定について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。従いまして、議案第 22 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、原案のとおり可決をされました。</p> <p>続きまして、議案第 23 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>議案第 23 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」説明します。次のとおり、農地法第 4 条の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は 3-1 頁、別添資料 1 の 1 頁～6 頁)</p> <p>番号 1 土地の所在 大字 北福——、現況地目は畑、転用面積は 13,196 m²の内 8,814.21 m²。</p> <p>転用計画の用途は植林であります。施設はありません。申請人 藤津 農事組合法人●●。立地基準の判定に係る農地区分は第 2 種農地、区分決定根拠は「小集団の生産力の低い農地」です。許可根拠規定は「周辺農地に影響なし」。都市計画区分は 非線引きの都市計画区域内で、公共投資有りでございます。事業内容は、梨が栽培されていない場所にクヌギ 2,400 本程度を植林するものであります。農業振興地域整備計画において、農振農用地除外済み、土地改良区の事業区域外、隣接耕作者は組合員であり、協議・了承済みであります。</p> <p>頁をめくって頂き 4-1 頁が航空写真による位置図で、図面右側の赤色で縁取った個所が申請地であります。次に別添資料 1 をお願いします。別添資料 1、1 頁目が航空写真の拡大図で、外側を赤く縁取った筆が申請地ですが、その内青色で囲っている箇所が植林を行う場所であります。なお、①から⑫までの番号は、現地の写真の場所を示しております。頁をめくって頂き、2 頁から 4 頁までが現況写真です。5 頁目が公図、6 頁目が植林を行う箇所の求積図でございます。</p> <p>申請箇所は現在果樹園の未利用地となっており、荒廃地としないために植林を計画したものであります。植林にあたっては境界から 5m 以上控え、また、土地造成等の形状変更はしないため周辺への土砂流出の恐れは無く、通風や日照に与える影響も無いため、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件を満</p>
--	---------------------	---

	<p>議長</p> <p>土海委員</p> <p>議長</p> <p>山本正義推進委員</p> <p>議長</p> <p>山本正義推進委員</p> <p>山田推進委員</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>山本正義推進委員</p> <p>議長</p>	<p>たしているものと考えられます。以上であります。</p> <p>はい。事務局の説明が終わりました。引き続いて現地確認の報告をお願い致します。本案件、現地確認の報告は、10番土海委員に。報告をお願い致します。</p> <p>はい。そうしますと、報告をさせていただきます。本日12時45分から現地視察会議、それから現場の方に行って来ました。長谷川会長、蔵本職務代理、自分土海、それから河井推進委員さん、事務局さんが2名。合計6名で現地を確認して参りました。</p> <p>場所については北福の●●と云う所です。それで、先ほど説明がありましたけれども。別添資料1の1を見て頂ければ良く分かるんじゃないかと思えますけれども。13,196㎡の内の8,814.21㎡を植林される様です。それから今、6名位の組合員さんだそうでした。それでもう、この辺を維持するには難しいんじゃないかなと云う風に見て来ました。それで、転用計画については認める事に問題は無いと考えます。以上です。</p> <p>はい。それでは提案説明、及び現地確認の報告が終わりました。ただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>ちょっと。</p> <p>どうぞ、山本推進委員どうぞ。</p> <p>この11番の所。梨が作ってあるんだけど。止めるってこと。</p> <p>4頁の⑩番。</p> <p>4頁の⑩番の写真ですね。じゃあ、説明してください。</p> <p>はい。11番目の写真はですね、1頁目に、筆全体の右下の方から撮った写真でして。そこは梨が作ってあるんです。作ってある所ですので、その位置と6頁目を見比べて頂けますでしょうか。6頁目の所で、梨を作っている場所と云うのがBとしている場所です。Bの所は植林をせずに残す所、Aの所が植林をする所になります。筆としては一体なんですけれども、その中で梨を作っているBの所はそのまま残すし、斜面で梨の無いAの所に植林をすると。そう云う計画でございませう。</p> <p>えーっと、山本推進委員。良いですか。</p> <p>はい。</p> <p>その他に質疑はございますか。質疑はございませうか。質疑なしと認め、質疑を終結し採決を</p>
--	--	---

<p>議案第 24 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>行います。議案第 23 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」の意見決定についてでございますが、原案のとおり決定することに賛成の委員の方、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって議案第 23 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」につきましては、原案のとおり決定をされました。</p> <p>続きまして。次に議案第 24 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に対する意見決定についてを議題と致します。事務局より説明をお願いします。</p> <p>はい。それでは議案書の 5 頁をお願い致します。</p> <p>議案第 24 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、5-1 頁、資料 1 の 7 頁から 12 頁)</p> <p>番号 1 土地の所在 大字 長和田——、現況地目は 畑、転用面積 224 m²。転用計画の用途は住宅用地、施設概要は一般個人住宅、建築面積は 100.30 m²であります。譲受人は、倉吉市●●、譲渡人は、長和田●●。契約内容は、親子間の贈与であります。</p> <p>立地基準の判定に係る農地区分は 第 2 種農地、区分決定根拠は「住宅等が連たんする区域に近接する区域内」、許可根拠規定は「集落接続」、都市計画区分は 非線引きの都市計画区域内で、公共投資はありません。</p> <p>事業内容は、一般個人住宅 1 棟、2 台分の駐車場です。農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区事業区域外。隣接耕作者の同意書が添付されております。</p> <p>頁をめくって頂き 5-1 頁が航空写真による位置図です。別冊の資料 1 をお願いします。資料 1 の 7 頁目が現況写真。8 頁目が公図。9 頁目が土地利用計画図。10 頁目が建物平面図、11 頁と 12 頁が建物立面図です。雨水排水については道路側溝に排出し、汚水は公共下水道へ排出する計画となっております。</p> <p>(資料は、5-2 頁、資料 1 の 13 頁から 32 頁)</p> <p>番号 2 土地の所在 大字 上浅津—— と ——、—— の 3 筆でございます。現況地目は 畑、転用面積は合計して 1,774 m²。転用計画の用途は住宅用地。施設概要は建売住宅。建築面積は合</p>
--	---------------------	---

	<p>議長</p> <p>土海委員</p>	<p>計で 426.00 m²。譲受人は、倉吉市 株式会社●●、譲渡人は、鳥取市●●。契約内容は、売買による所有権移転です。</p> <p>立地基準の判定に係る農地区分は 第 1 種農地、区分決定根拠は「集団農地」、許可根拠規定は「集落接続」、都市計画区分は 非線引きの都市計画区域内で、公共投資は有りです。</p> <p>事業内容は、一般個人住宅 8 棟で、建築面積が 99.00 m²から 102.68 m²までのバリエーションがあります。各 2 台の駐車場を設けます。農業振興地域整備計画において、農用地除外済み。土地改良区の意見書並びに隣接耕作者の同意書が添付されております。</p> <p>頁をめくって頂き 5-2 頁が航空写真による位置図です。別冊資料 1 の 13 頁目をお願いします。こちらが現地写真です。頁をめくって頂き 14 頁目が公図。15 頁目が分譲区画図。16 頁目が分譲区画図の求積表。17 頁目が土地利用計画図。18 頁目と 19 頁目に建売住宅 8 棟の内 A タイプの平面図・立面図をそれぞれ掲載しております。めくって頂き 20 頁目が造成計画平面図。21 頁目が計画縦断図になります。22 頁から 24 頁までが計画横断図・標準横断面図です。25 頁から 27 頁までが擁壁や側溝・安全施設等の構造図。28 頁目が上下水道の計画平面図。29 頁目が下水道計画縦断図。30 頁目が雨水排水の計画図です。</p> <p>以上が申請者から提出された申請書に添付の図面で、その他に次の 31 頁に上下水道の管路図と 32 頁に農業用用水路と排水路の図面を添付しております。この 2 つは農業会議の常設審議委員会で求められる図面ですので、確認の意味で添付をさせて頂きました。</p> <p>申請地につきましては、東西の農地との隣地境界には L 型擁壁を設け、雨水による土砂の流出を防ぎます。汚水は公共下水道へ排出し、雨水は北側と、南側の水路へ排出する計画であります。</p> <p>以上、番号 1 番号 2 の申請につきましては周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。</p> <p>よって、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。</p> <p>はい。それでは、事務局の説明が終わりました。本案件の現地確認委員の報告は、案件番号 1 番。この案件番号 1 番を、10 番の土海委員に報告をお願い致します。それでは案件番号 1 番の現地確認報告をお願い致します。</p> <p>はい。そう致しますと、1 番の案件を説明させて頂きます。場所は長和田——と云う所で。地</p>
--	-----------------------	--

	<p>議長</p> <p>河井推進委員</p> <p>山本正義推進委員 議長</p> <p>山本正義推進委員 議長</p> <p>山本正義推進委員 議長</p>	<p>目は畑で、蔬菜苗を僅かに作っておられました。それで用途については、先ほど説明に有りました個人住宅と云う事の様です。それから、県道に面しております。通称「八尺」と云う所があると思いますけれども。そこから長和田集落に 200m くらい行った所です。前回かな、その前にも此処で案件に載った事がありますけれども。その隣くらいの所です。それで、県道沿いに道路の側溝が付いておりますし。排水については道路に側溝が付いておりますし、その反対側。裏側と云いましょうか。大きな排水路が付いております。排水については問題は無いと見て帰っております。それから、この転用計画については、認める事について問題は無いと考えております。以上です。</p> <p>はい。ご苦労様です。それでは次に案件番号 2 番を、14 番河井推進委員に報告をお願い致します。</p> <p>はい。では、報告させていただきます。番号 2。所在は、たまたま私が同じ部落なものですから、これは上浅津の●●と云う場所です。別紙の図面を目てもらったら分かるんですけども。この土地は農振農用地区域外になるものでして。それと同時に、もうずっと不作付けになった農地だと思んですけど、25 年か 30 年近くなりますね。それで、それ以前はイチゴか何かハウスをしておられましたけれども。たまたまこうやって、今買われる方が出て。地権者の方の方も作れないし。そう云う風な話をちょっと耳にしたものでして。これは買われる方も、ここに書いてある様に住宅ですね。住宅用地としてされると云う事で。良い話じゃないかなと思って。それでこの計画を、現地確認に行った人全員一致で、この案件については問題は無いと判断致しました。以上です。</p> <p>はい。それでは現地確認の報告が終わりました。それでは、ただ今から質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>ちょっと聞いてみたいです。</p> <p>どうぞ。山本正義推進委員どうぞ。</p> <p>1 番の、長和田だけど。</p> <p>1 番のね。はい。</p> <p>前も、この農業委員会総会に掛かってないかな。</p> <p>はい。それでは事務局、説明してください。</p>
--	--	--

	事務局	<p>先回と云うか、数か月前の総会にも同じ場所が、同じ場所と云うか、近傍で出ております。それがね、本冊 5-1 の図面に白っぽく写ってる所がありますが。図面から言えば、その上の所が農地転用で、白い所も含めて家を建てますよと云う事業計画が出て来て、妥当だろうと云う意見を付して県の方に進達をした経過がございますし。その隣と云うか、図面ではまた、上側に、現在、もう家が建っております。続きでポンポンポンと 3 軒、許可が出れば家が建つ様な事になります。</p> <p>今家が建っているのが——番で、このあいだの許可申請が出たのが——番。全体事業としては——番と——番を含めて家を建てる計画ですけども。——番は宅地ですので転用行為ではございませんから、そう云う事になっております。</p>
	山本正義推進委員 議長	<p>じゃあ今、つついてる場所、重機を入れて。この三角の場所か。</p> <p>説明してください。</p>
	事務局	<p>今、つついているのは、——番と云う所と——番の所をつついています、今。県の許可を得て向かっていると云う事です。</p>
	議長	<p>良いですか、山本推進委員。</p>
	山本正義推進委員 議長	<p>はい。</p> <p>ですから、事前着工ではないと云う事です。はい、その他に質疑はございますか。はい、横川委員。どうぞ発言してください。</p>
	横川委員	<p>5 番横川です。この 2 番の分ですね。上浅津の。ここの公共投資ありとしてあるんですけど、ちょっとこのところを教えてくださいんですけど。</p>
	議長	<p>説明してください。</p>
	事務局	<p>はい。公共投資「あり」「なし」と云うのは、そこの農地に過去に公共事業で整備した事があるかどうかと云う話になって来まして。上浅津の方の所は、要は羽合田んぼ全部ほ場整備かかっているんですけど、ほ場整備かかって、なお且つ土地改良事業の区域内と云う事になりますから、紛う事なき公共事業を行っている場所であると云う事で、公共投資が「あり」と。で、逆に長和田の所は面的な整備がやってないと云う事になりますから。もちろん農道舗装とかは整備してるんですけども、面的な整備は全然、農地としては構ってませんので公共投資は「なし」と云う判断をしております。</p>
	横川委員	<p>はい。分かりました。ありがとうございます。</p>

<p>議案第 25 号 非農地の現況証明について</p>	議長	<p>はい。横川委員、良いですね。その他質疑はございますか。質疑は無い様でございます。それでは質疑無しと認めます。質疑を終結し、採決を行います。議案第 24 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、原案のとおり決定する事に賛成の委員の方、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p>
	(議長)	<p>はい。全員の方が挙手でございます。従いまして議案第 24 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」につきましては、原案のとおり可決をされました。</p>
	事務局	<p>次に、議案第 25 号「非農地の現況証明について」を議題と致します。事務局より、説明を求めます。</p> <p>議案第 25 号「非農地の現況証明について」を説明します。次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願の提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 6-1 と資料 1 の 33 頁)</p> <p>番号 1 申請人は倉吉市●●。土地の所在 大字 宇野——、地目は台帳 畑、現況 宅地、面積は 38 m²。同じく大字 宇野——、地目は台帳 畑、現況 宅地、面積は 24 m²。昭和 30 年代から農地として利用せず、作業場・作業小屋として利用しているものであります。</p> <p>頁をめくって頂き、6-1 が航空写真による位置図でございます。これは先月 8 月総会で審議頂きました場所と同一であります。資料 1 の一番最後頁、33 頁にあらためて現況写真は付けさせて頂いております。と云う事で、同一の場所でございますので、今回は現地確認は省略をさせて頂いたところであります。説明は以上でございます。</p>
	議長	<p>はい。説明が終わりました。そして今、局長が申しました様に現地確認につきましては、先月 8 月の時点でこの現場を見ております。従いまして、この度は割愛をさせて頂きました。説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。質疑は無い様でございます。</p>
	土井委員 議長 土井委員 議長	<p>すみません。</p> <p>どうぞ。土井委員、どうぞ発言してください。</p> <p>結局、先月は——番だけだったと。</p> <p>はい、説明してください。</p>

<p>議案第 26 号 農用地利用集積計画の決定について</p>	<p>事務局</p>	<p>先月は一番でした。先月出たのが丁度、数字が▲▲で、別の方の所有地になっておりまして。で、この度は違う所有者さんと云う事が出て来たものであります。</p>
	<p>議長</p>	<p>その他に質疑はありませんか。無い様でございますので、質疑無しと認め質疑を終結し、採決を行います。議案第 25 号「非農地の現況証明」について、原案のとおり認めることに賛成の方は挙手をお願い致します。</p>
	<p>《全員挙手》</p>	<p>全員が挙手でございます。よって議案第 25 号「非農地の現況証明」については、原案のとおり決定を致しました。</p>
	<p>(議長)</p>	<p>次に議案第 26 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。事務局より説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p>	<p>議案第 26 号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は令和元年 9 月 17 日を予定しております。</p> <p>(資料は、7-1,7-2 頁)</p> <p>頁をめくって頂き、利用集積計画総括表をご覧ください。関係戸数は借り人 4、貸し人 4 です。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年以上 6 年未満が 2 件で 5,088 m²、6 年以上 10 年未満が 2 件で 3,792 m²であります。設定作物等面積は、水田として利用が 5,088 m²。樹園地として利用が 3,792 m²。利用権設定面積率は 0.069%であります。詳細については次の頁、最後の頁 7-2 を、ご覧をお願いを致します。</p> <p>「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上であります。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。それでは皆さん、各筆明細をご覧くださいまして、ただ今より質疑を行います。皆さんの方からお尋ねはございますか。お尋ねがございましたら、どうぞ挙手をして発言してください。</p>	
<p>河井推進委員</p>	<p>はい。</p>	
<p>議長</p>	<p>河井推進委員どうぞ。</p>	
<p>河井推進委員</p>	<p>この 1 番ですね。まず田後の人。聞かない人だし、同時に、まあ 3 年で。それから期間が来年</p>	

	<p>議長 事務局</p>	<p>の1月からと云う事ですね。借りるのが。今じゃなくて。この人知らない人だし、田後に。他所から来られた人かな、これは。</p> <p>説明してください。</p> <p>まずですね、借人が何処の人かと云う事はちょっと置いておいて。契約が1月1日からスタートすると云うのが、実はその地主である貸人。今貸し出しをしているんですけども、作る方が来年はもう作れないと云う事で、早目に次の作る人を決めて、結んじゃおうと。早目にね、押さえちゃおうと云う事で。東田後の方の方ですかね。</p>
	<p>議長 河井推進委員 議長</p>	<p>はい。それでは河井推進委員、良いですか。</p> <p>分かりました。</p> <p>その他にお尋ねはございますか。</p> <p>ちょっと尋ねても良いかな。2番のね、案件だけでも。これ、使用貸借で9月17日から12月31日ってなってるけども。これは、6年の間にこれも含まれるのか。その場合には認定農業者に対する、この、支援金等の絡みはどうなる。</p>
	<p>事務局</p>	<p>取り敢えずは、認定農業者の支援金等は水稻担当の方に申し送っていますので。要はそっちの方から回って来てる申請ですから。なぜ今出て来ているかと云う説明だけさせて頂きますと。ずっと、この方は作っておられたんですけども、利用権設定の一覧の中にその筆が漏れておりました。経過は分からないんですけども。で、漏れていたのが判明しましたので、本来、契約がきちっと明確になっている土地と同じ期間で、契約を改めて結んで貰うと云う事で、この度出て来たものであります。</p>
	<p>議長 事務局</p>	<p>9月以前にも、そうやってやっておられると。</p> <p>ずっと前から作っておられるんですけども、契約の中に。利用権設定の契約の中に、この筆が落ちてて、おかしいなと云う事があったものですから、きれいにすると。そう云う位置付けで出てきたものであります。</p>
	<p>議長 事務局</p>	<p>それともう一つ、良いかな。3番と4番だけでも、●●さんの絡みはどうなる。どうぞ説明を。</p> <p>●●さんは本格的に梨栽培に向かわれると云う事ですけども。3番の方が●●さんが土地を借りて、やる様になっておりました。けども4番の方は、その家が貸し出しをすると云う様な事で。ただ、利用集積が中々難しい中でも利用集積をして、近い所を固めて、と云う形の中での</p>

5 その他	<p>議長</p> <p>(議長)</p> <p>山下和子委員 議長</p> <p>事務局</p>	<p>契約だと云う事で、本人の方からは伺っております。あっち行きこっち行と云うのも適わないのでと云う事だね。</p> <p>はい。その他にございますか。お尋ねは。無い様でございます。これで質疑を終結致します。それではこれより採決を行います。議案第 26 号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり認める事に賛成の委員の方、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>はい。全員の方が挙手であります。よって、議案第 26 号「農用地利用集積計画の決定」につきましては、原案どおり可決をされました。</p> <p>以上で議事を終結致します。</p> <p>それでは 5 番、その他。まずは、先般、県の農業委員会女性協議会の総会、そして研修会があった様でございます。本町から山下和子委員が、この協議会のトップとして活躍しておられます。そう云った事もございまして、この総会につきましたのご報告がもしございましたら、お願いしたいと云う風に思います。</p> <p>○ 県農業委員会女性協議会 総会・研修会の報告</p> <p>はい。ご苦労様でした。皆さんの方から、もしお尋ねがございましたら。よろしいですか。それでは山下和子委員、ご苦労様でございました。</p> <p>続きまして 10 月の定例総会につきました、皆さんにお諮り致します。それでは説明してください。</p> <p>○ 10 月定例総会</p> <p>10 月 10 日 (木) 午後 1 時 00 分から 中央公民会大講堂</p> <p>○ 北栄町農業委員会との意見交換・交流会について</p> <p>10 月 10 日 (木) 午後 4 時 00 分から 中央公民会大講堂</p> <p>○ 人・農地プランの担当集落 (案) について</p> <p>○ 令和 2 年度建議書 (案) について</p> <p>○ 農地の権利取得に係る下限面積の見直しについて</p> <p>10 月総会で提案予定</p> <p>○ 農地パトロールの進捗について</p>
-------	---	--

6 閉会

議長

そう致しますと、以上を持ちまして、令和元年度第6回定例総会を閉会と致します。ご苦労様
ございました。

(閉会 午後4時49分)